

第3次

江府町男女共同参画プラン

(ダイジェスト版)



江 府 町

2017.4

はじめに

男女共同参画社会は「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、そして男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うべき社会」で、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会です。

男女共同参画の実現により目指すべき社会は、①固定的役割分担意識をなくした男女平等の社会の実現であり、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って生きることのできる社会であり、③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会です。

江府町では、平成17年3月に「男女共同参画社会基本法」等の基本理念等をふまえ「江府町男女共同参画プラン」を策定し、平成22年3月には「江府町男女がともに輝くまちづくり条例」を制定しました。また、平成24年の計画改定において社会情勢や町民意識調査の結果を勘案し、「第2次男女共同参画プラン」へと移行し、さらなる男女共同参画社会の形成に向けて様々な施策に取り組んできました。

しかしながら、社会において相変わらず女性登用が少ない状況にあり、男女ともに意識啓発が必要であると同時に依然として固定的性別役割分担意識が残っていることが、男女共同参画の推進を阻害していると考えられます。

このことから江府町での家庭、地域、職場において男女が共同して、参画意識を高めていく取り組みがさらに進められるよう「第3次江府町男女共同参画プラン」において、目標達成に向けた具体的施策を展開していくこととします。

計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び江府町男女がともに輝くまちづくり条例第9条第1項の規定に基づいて策定するものであり、江府町の男女共同参画社会の形成を推進するための町民の指針となる計画です。

計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

第3次江府町男女共同参画プラン体系図



基本テーマI

男女が共に活躍できる環境づくり

重点目標1

働く場における女性活躍推進

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

- ・ 町報や町のホームページ等で啓発を図る。
- ・ 町内事業所へ育児・介護休業制度等の周知を行い、男女がともに制度を利用しやすい環境整備に努める。
- ・ 鳥取県男女共同参画推進企業認定制度の普及啓発を図る。
- ・ 町内の実態把握のため事業所への育児休業取得に関するアンケート調査を行う。

男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり

- ・ 男女が力を発揮できるように適材適所の配置を行う。
- ・ 町報やホームページ等で啓発を行う。(ハラスメント防止、労働者の募集及び採用に係る性別を理由とする差別の禁止など)
- ・ 町内事業所での各種ハラスメントや女性の意識調査の実施。

農林業における男女共同参画の推進

- ・ 農業(従事者、グループ)のリーダーの育成支援を行う。
- ・ 新規就農、担い手の育成、集落営農等地域での取組みを下支えするとともに、江府町の農業の抱える課題について、構造面・品目にわたって支援体制を構築していく。

重点目標 2

地域・社会活動における女性の活躍推進

議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進

- ・ 広報等により、男性、女性双方の意識改革を図る。
- ・ 各種団体に向けて女性登用促進のための広報を行う。

地域活動における男女共同参画の推進

- ・ 町報や町ホームページ等により積極的な広報・啓発を行い、集落役員等への女性登用の意識啓発を行う。

地域おこし、まちづくり、観光、環境分野における男女共同参画の推進

- ・ 女性が能力開発を図るための講座や学習を受ける機会に関する情報を収集し、町報やホームページ等において提供する。
- ・ 女性のリーダーを育成するための研修会の開催を行う。

防災・災害復興分野における男女共同参画の推進

- ・ 各集落において男女それぞれの意見を考慮した集落防災計画を策定する。
- ・ 女性消防団の活動内容を周知し、入団促進を図る。
- ・ 自主防災組織の高揚を図る。
- ・ 女性・高齢者が扱いやすい軽可搬ポンプの導入を図る。

基本テーマⅡ

安全・安心に暮らせる社会づくり

重点目標 3

生涯を通じた男女の健康支援

生涯を通じた男女の健康の保持増進

- ・健康保持に向け、一人一人が健康診断を受けるよう周知する。
- ・栄養指導を行うとともに講演会なども開催し健康推進を図る。
- ・健康で過ごせるよう生涯スポーツの推進を図るための環境づくりを行う。
- ・こころの健康の保持に係る教育及び啓発の推進を図る。

妊娠・出産等に関する支援

- ・働きながら妊娠・出産ができるよう、妊産婦へ配慮するよう事業者へ周知する。
- ・不妊治療等に対する制度や体制などを周知する。
- ・子育て支援の充実を図る。
(保育園のじゃりん子クラブのPR、子どもの病気や育児に関する講座等)
- ・子育て支援センターの周知・充実を図る。
- ・相談体制の充実強化を図る。

健康をおびやかす問題についての対策の推進

- ・小中学校向けのエイズ、性感染症、薬物乱用防止等の啓発を行う。
- ・エイズ、性感染症、薬物乱用防止等への正しい知識を町報やホームページで啓発を行う。
- ・未成年による飲酒、喫煙及び受動喫煙による健康被害を防止するための啓発をホームページや町報で行う。

重点目標 4

誰もが安心して暮らせる環境整備

高齢者が暮らしやすい環境の整備

- ・住民が主体となって災害時の避難計画を作成する。
- ・高齢者(独居・避難が困難など)の情報を収集し、マップを作成してサポート体制を整える。
- ・高齢者の活動を支援するようなサポートの充実。
- ・シルバー人材センターの充実を図る。

障がい者が暮らしやすい環境の整備

- ・バリアフリーの推進を図る。
- ・ユニバーサルデザインの周知を行う。
- ・障がい者などをサポートする講座・講演等を開催。
- ・様々なニーズに対応した整備を進める。(情報提供の方法など)

ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援

- ・子育て支援の充実を図る。
- ・相談体制の充実強化を行う。(就業、子育てなど)
- ・偏見をなくすために人権教育講座又は、講演会などを行う。

重点目標 5

男女間におけるあらゆる暴力の根絶

暴力を許さない社会づくり

- ・電話などでの相談所の開設を行う等相談しやすい環境づくりを行う。
- ・広報誌等で困ったときの相談窓口一覧を載せるなど、相談窓口の周知を行う。
- ・暴力防止の普及啓発を行う。

基本テーマⅢ

男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

重点目標 6

男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発

- ・男女ともに共感できるようなPRを行う。

生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供

- ・鳥取県人権ひろば21(ふらっと)よりDVDを借り、公民館で学習会を行う。
- ・鳥取県男女共同参画センター(よりん彩)の出前講座を利用し公民館で学習会を行う。
- ・行政による学習機会の提供を行う。
- ・誰もが参加しやすい研修を行う。

男性の家庭生活・地域生活への参画促進

- ・夫婦で参加する子育て教室を開催。
- ・男性向けの家事教室を開催。

困った時の相談窓口

ひとり親家庭の総合的な相談

江府町役場 福祉保健課
電話：0859-75-6111

児童についてのあらゆる相談

米子児童相談所
電話：0859-33-1417

就職や雇用に関する相談

米子公共職業安定所
(※注1 マザーズコーナーあり)
電話：0859-33-3911

米子公共職業安定所根雨出張所
電話：0859-72-0065

※注1 マザーズコーナー

子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーの設置など子ども連れで来所しやすい環境を整備し、担当者制（ご相談の中で予約が可能）による職業相談、地方公共団体などとの連携による保育所などの情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援を行っている。

お子さんのための電話相談

子ども電話相談西部
相談日：月曜日～金曜日
相談時間：午前8時30分～午後5時15分
電話：0859-33-2020

チャイルドライン

相談日：毎週水曜日
相談時間：午後4時～午後9時
電話：0120-99-7777

いじめ110番

相談日：月曜日～金曜日
相談時間：午前8時30分～午後5時30分
相談場所：鳥取県教育センター
電話：0857-28-8718

DV・ハラスメント等女性の人権についての相談

受付時間（平日）
午前8時30分～午後5時15分

女性の人権ホットライン
電話：0570-070-810

鳥取地方法務局
電話：0857-22-2470

警察総合相談電話
電話：0857-27-9110
または #9110

警察本部性犯罪110番
電話：0857-22-7110

配偶者暴力相談支援センター

相談場所：西部総合事務所福祉保健局
心と女性の相談担当
受付時間：(月曜日～金曜日)
午前8時30分～午後5時15分
※緊急の場合は、夜間・休日も対応
※DVを受けている男性からの相談にも応じています。
電話：0859-31-9304

夜間休日電話相談

受付時間：(夜間【毎日】)
午後5時15分～午後8時30分
(休日【土・日・祝日】)
午前8時30分～午後5時15分
電話：0858-26-9807

DVは重大な人権侵害です。
いかなる理由があっても暴力は許されません。一人で悩まずご連絡を！
緊急の場合は、迷わず110番を！

一人で悩まないで、まずは、お電話を

どんな相談を聞いてくれるの？

- 夫婦関係がうまくいかない
 - 離婚を考えているけどどうしよう
 - 夫からの暴力にどうしたらいいの？
 - 家族とうまくいっていない
 - 周りとの人間関係が難しい
 - こんなこと誰にも話せない
 - 暮らしの困り事はどこに聴くの？
- など

一般相談

専任の相談員があなたの不安や迷いをお聞きして一緒に考えます。

西部相談室

電話相談・面接相談【予約制】

相談日：月曜日～金曜日

相談時間：午前9時～正午

午後1時～5時

※第3木曜日：午前9時～午前11時30分

相談場所：米子コンベンションセンター4階

電話：0859-33-3955

センター相談室

電話相談・面接相談【予約制】

相談日：火曜日～日曜日

相談時間：午前9時～午後5時

相談場所：倉吉未来中心 1階

電話：0858-23-3939

※休館日：月曜日、年末年始、

月曜日が祝日の場合は、その翌日

専門相談

法律相談（弁護士）

面接相談のみ【予約制】

相談日及び時間：場所によって違います。各相談室へお問合せ下さい。

場所：法律相談センター（鳥取、倉吉、米子） 相談時間は一人30分間

心の相談（女性臨床心理士が対応）※女性対象

面接相談のみ【予約制】

相談日：水曜日 相談時間・場所：相談室によって違いますので、各相談室へお問い合わせください。

相談時間は一人60分程度

心の相談（男性臨床心理士が対応）※男性対象

電話相談・面接相談【予約制】

相談日：第1土曜日 相談時間：午後3時～午後6時 相談場所：よりん彩センター相談室

相談時間は一人60分程度

電話：0859-33-3955

鳥取県男女共同参画センターよりん彩とは…

男女共同参画社会をつくるための学習、啓発、情報提供、相談、活動の支援等を行って
いく拠点施設です。

—お問い合わせ先—

江府町教育委員会事務局

電 話 0859-75-2223

F A X 0859-75-3942